

1.はじめに:カントとはどういう哲学者か

- 「コペルニクス的転回」:現象界はわれわれ人間の認識主観が構成している。その向こう側の「物自体」の世界は認識できない
- 叡知界(ヌーメノン)と現象界(フェノメノン)との峻別:人間は道徳的存在者としては叡知界に属する
- 自らの限界を知る能力としての「理性」(「悟性」との区別)
- カント哲学の体系(一部)
 - 『プロレゴメナ』～『純粹理性批判(第一批判)』-----自然認識に関わる
 - 『人倫の形而上学の基礎付け(Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, 1785)』
～『実践理性批判(第二批判)(Kritik der Praktischen Vernunft, 1788)』
 - 道徳認識に関わる
 - 『人倫の形而上学、法論(Rechtslehre)・徳論(Tugendlehre)』
 - その具体化
 - 『判断力批判(第三批判)』-----目的論と美学
- 『啓蒙とは何か』『永遠の平和のために』など
 - 歴史哲学に関する諸論考
 - これらは自然界と道徳界との再結合を志向

2.カント道徳哲学の特異な性格

- 画期的だが、常識的な道徳とは一致しない?基本原理は著しくシンプル
- 「汝の意志の格率(信条)が、つねに同時に普遍的立法の原理と見なされるように行為せよ。 (Handle so, dass die Maxime eines Willens jederzeit zugleich als Prinzip einer allgemeinen Gesetzgebung gelten könne.)」『実践理性批判』 1-1-7
 - 「格率(信条)が普遍的法則となることを、当の格率(信条)を通じて自分が同時に意欲できるような格率(信条)に従ってのみ行為しなさい。」『基礎づけ』訳 p.54
 - ⇨アプリアリに妥当する道徳原理、経験的なものを何も含まない(cf.アリストテレス)
 - 一徳は列挙されるのではなく、著しく具体性を欠く
 - 「普遍的原理」への強い希求、「身分にふさわしいそれぞれの徳」ではありえない
 - 一「自由」対「傾向性(Neigung, inclination)」
 - 道徳は習慣づけ(エートス)されるのではなく、つねに傾向性との対抗、克服を含む

－「幸福」の道德原理からの排除

■Wille(意志)の自律(Autonomie)-----意志の理性への服従

vs.Willkur(選択意思、恣意)の他律(Heteronomie)-----意志の傾向性への従属
「道德に基づく行為」と「道德に適った行為」の区別、結果でなく動機が決定的

■Maxime(格率、信条)について

定言命令(kategorische Imperativ)-----無条件

vs.仮言命令(hypothetischen Imperativ)-----条件付き(「~したければ----せよ」)

(補説)自由(freedom)と自律(autonomy)との異同について----カントと自由主義の関係

3.カント道德哲学の意義と問題点

■恣意や感情、特定の社会慣習や宗教に左右されない普遍的な道德原理の確立をめざす、
真の「近代的な」プロジェクト

■定言命令は、経験や能力に左右されない、理性的存在なら誰もが従うことのできる法則
－道德的存在としての人間の平等性、怜悯の道德からの排除

■「目的の国」:

－理性的存在者は「単に手段としてではなく、同時に目的として(niemals bloss als Mittel, sondern zugleich als Zweck)扱われなければならない」

－自由で理性的な人間主体が共同で立法することでできあがる「目的の国(Reich der Zwecke)」他者のいない個人道德ではない、公民的・社会契約的思想

■カントの道德性の規準は、適用範囲を考えるとどこまで有効か?

－「汝の意志の格率(信条)=普遍的立法原理」に照らして、これに自己矛盾するよう Maxime
は確かに排除可能(たとえば守れない約束、嘘、泥棒など)

－カントはこれに自己への義務違反として「自殺」も禁じている。これはどうか?

－しかし現実には自己矛盾しないゆえに「禁止」されないが、アприオリでなく実質的根拠に
もとづくために「命令」もされえない領域が広大に存在する(たとえば「屋根は赤色に
する」「早寝早起き」)。「命令」「禁止」以外の「許容」の法則(『人倫の形而上学』)

－カントの倫理は厳格主義(リゴリズム)なのか?

■善なる動機を伴わない行為に道德的価値はない

－「嘘をついてはいけない」という定言命令に人はつねに従わなければならないのか?

無実の罪で追われている人を嘘を言ってかくまうようなケース(サンデルが例示)

■完全義務(perfect duty)と不完全義務(imperfect duty)

－後者は、その義務を果たすと称賛されるが、しなくても非難されないような義務

－他人の幸福に寄与する義務など、カントによれば自己犠牲を要求する規準はない

－完全義務>不完全義務、となる。所有権の尊重>弱者の救済、が帰結しないか?

(補説)ヨーロッパ思想史における富と貧困の問題

例:飢饉における「共有」の復活、食糧暴動、「義賊」

■カントにおける「人間中心主義」

- ー功利主義が快樂・苦痛の主体として、動物にも適用されやすい(最近では P.シンガー)
- ーのに対して、カントでは現象界にも生きる存在としては人間のみが道徳的主体

4.カントの哲学体系における道徳と法の関係

■サンデルの正義論における正義(justice)の領域の曖昧さについて

- ー思想家それぞれの正義の位置付け方は多様
- ー正義とは徳の一種か、それとも特別な徳なのか(プラトンおよびアリストテレス)
- ー近代になると、道徳と法とが分化:正義は法に近寄せられる(たとえばミル)
- ーカントにおいて「正しさ」が扱われるのは、『人倫の形而上学・法論』

■カントによる法の定義

「法とはある人の選択意志が他人の選択意志と自由の普遍的法則に従って統合させられるための諸条件の総体」(Das Recht ist also der Inbegriff der Bedingungen, unter denen die Willkür des einen mit der Willkür des andern nach einem allgemeinen Gesetz der Freiheit zusammen vereinigt werden kann.)

- ー合法性とは、動機とは関係なく、行為が法則と外的に一致すること
- ー法論と徳論の形式的な類似性(経験に規定されないアプリアリな導出)と実質的な対照(法では Wille ではなく Willkür の共存で足りる)

■カント法論の諸問題

- ー私的所有権の根拠:労働ではなく(ロックとの相違)、占有と意志にもとづく
- ー私の意志にもとづく外的対象の三種
 - ・外的な物件(物権)
 - ・給付に関する他人の意志(債権)
 - ・対物的対人権(妻子、僕婢に対する権利)
- ー公民資格の限定(自由、平等、公民的独立性)、能動的市民と受動的市民の区別を受容
- ーカントは共和制の支持者だが、民主制を支持しない(一方、君主制は共和制と両立する)
 - 統治者が法に従うかどうかは君主制の規準
- ー市民の政治権力に対する抵抗権を否定

■歴史哲学と道徳哲学

- ー人を個として扱う道徳哲学に対して、歴史哲学は「人類」として扱う
- ー文明を発展させるうえでの「悪徳」の役割を認める(非社会的社会性など)